

岐阜県看護師特定行為研修支援事業費補助金交付要綱

平成29年8月31日制定

(総則)

第1条 県は、急性期医療、在宅医療等の充実と看護の質の向上を図るため、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）を受講する者（以下「受講者」という。）を支援する病院等の開設者（以下「補助事業者」という。）に対し、受講の支援に要する経費について、予算の範囲内で、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚生労働省老健局長及び保発0912第2号厚生労働省保健局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、次の各号に掲げる全ての事由を満たしているものとする。

- 一 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号。以下「人材確保促進法」という。）第2条第3項に規定する病院等の開設者等（歯科医業に係るものは除く。）であること。
- 二 特定行為研修を受講する看護職員を雇用していること又は人材確保促進法第2条第2項に規定する病院等の看護職員として就業が内定している者であって特定行為研修の受講を希望するものがあること。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為（以下「特定行為」という。）のうち、急性期医療と在宅医療を中心として活動の場のニーズと領域の専門性を考慮し、別表に掲げるものに係る特定行為研修の受講の支援とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助事業者が、特定行為研修を受講する看護職員に代わって指定研修機関に対して支出した経費で申請年度の受講に係る経費（特定行為研修の受講に係る入学金、受講料及び実習費であって、支出した年度に関わらず研修修了までに要する経費）とする。
補助金の額	補助金の額は、補助対象経費の実支出額（総事業費から寄付金その他の収入額を除いた額）に補助率（2分の1）を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の範囲内とする。 ただし、特定行為研修を受講した者1人当たりの基準額は、356千円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

- 第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。
- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
 - 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

- 第7条 補助金の交付の決定をする場合に付ける条件は、次に掲げるとおりとする。
- 一 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分を変更する場合及び補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、当該変更に伴い、補助金の額の変更がない場合又は補助金の額の変更が20%未満の減額である場合は、この限りでない。
 - 二 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - 三 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けること。
 - 四 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告すること。
 - 五 知事は、前項の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 2 前項第1号から第2号までの規定により知事の承認を受けようとする場合及び前項第4号の規定により知事に報告する場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。
- 一 補助対象経費の配分変更承認申請書 別記第2号様式
 - 二 補助事業の内容変更承認申請書 別記第3号様式
 - 三 補助事業の中止（廃止）承認申請書 別記第4号様式

四 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書 別記第5号様式

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する交付申請の取下げができる期間の終期は、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めたときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第12条 規則第22条の知事の定める期間は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

附 則

この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表(第4条関係)

特定行為区分の名称	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱

呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与
	抗精神病薬の臨時の投与
	抗不安薬の臨時の投与

別記

第1号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名（設置者）

印

_____年度岐阜県看護師特定行為研修支援事業費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 _____ 円
- 2 事業計画書（別紙1－（1）、別紙1－（2））
- 3 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- 4 履歴書
- 5 在職証明書
- 6 特定行為研修の受講内容が確認できるもの（受講決定通知書の写し等）
- 7 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

別記
第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名(設置者)

印

補助対象経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護師
特定行為研修支援事業費補助金にかかる補助対象経費の配分を下記のとおり変更し
たいので、岐阜県補助金等交付規則第6条第1号の規定により承認を申請します

記

1 変更の内容

2 変更の理由

別記
第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名(設置者)

印

補助事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護師
特定行為研修支援事業費補助金について、下記のとおり補助事業の内容を変更したい
ので、岐阜県補助金等交付規則第6条第2号の規定により承認を申請します

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

別記

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名(設置者)

印

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護師
特定行為研修支援事業費補助金について、下記の理由により補助事業を中止（廃止）
したいので、岐阜県補助金等交付規則第6条第3号の規定により承認を申請します。

記

中止（廃止）の理由

別記
第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名(設置者)

印

年度消費税等税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県看護師特定
行為研修支援事業費補助金について補助金交付要綱第7条第4号の規定により下記
のとおり報告します。

記

1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定又は事業実績報告額

金 円

2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要県補助金返還相当額）

金 円

注：参考となる資料（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

別記
第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名(設置者)

印

年度岐阜県看護師特定行為研修支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る
事業が完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり
報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 事業実施報告書（別紙2－（1）、別紙2－（2））
- 3 歳入歳出決算（見込）書の抄本
- 4 補助対象経費の受講者への補助を証明する書類
- 5 指定研修機関が発行する研修の修了証の写し（補助対象年度に修了した場合のみ添付）
- 6 その他参考となる書類（該当がある場合のみ添付）

別記

第7号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

法人名及び病院等の名称

代表者氏名(設置者)

印

年度岐阜県看護師特定行為研修支援事業費補助金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）のあった
年度岐阜県看護師特定行為研修支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額	金	円
1 確定補助金額（交付決定額）	金	円
2 既受領済額	金	円
3 今回請求額	金	円
4 残額	金	円

【振込先】

金融機関本（支）店名

口座名義人（フリガナ）

普通・当座預金の別

口座番号